

東日本高速道路株式会社

第4期定時株主総会

報告事項

事業報告	・・・	P 1
連結貸借対照表	・・・	P 1 5
連結損益計算書	・・・	P 1 7
連結株主資本等変動計算書	・・・	P 1 8
連結注記表	・・・	P 1 9
貸借対照表	・・・	P 2 3
損益計算書	・・・	P 2 6
株主資本等変動計算書	・・・	P 2 7
個別注記表	・・・	P 2 8
連結計算書類に係る会計監査人監査報告謄本	・・・	P 3 3
会計監査人監査報告謄本	・・・	P 3 4
監査役会監査報告謄本	・・・	P 3 5

(添付書類)

事業報告

〔平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

総括

当連結会計年度の我が国経済は、米国における金融危機を契機として秋以降に世界経済が一段と減速する中、輸出や設備投資の減少により企業生産が大幅に落ち込むなど、景気は急速な悪化を続けました。また、6月に発生した平成20年岩手・宮城内陸地震、夏場の行楽シーズンにかけてのガソリン価格の急騰など、当社にとって厳しい事業環境となりました。

このような環境のなか、当社は、当連結会計年度から本格的なグループ連結経営を開始し、維持管理業務におけるグループ協働体制の構築、道路休憩所事業を行う子会社2社の設立等を通じ、グループ企業価値の最大化に向け、グループ一体経営を推進しつつ、「お客さま第一」、「公正で透明な企業活動」、「終わりなき効率化の追求」、「チャレンジ精神の重視」の経営方針を常に念頭におきながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）との協定に基づき、業務を展開してまいりました。

加えて、グループ会社におけるコンプライアンス体制の整備やリスク管理推進委員会を中心とするリスク対策の検証等を通じ、内部統制の充実を図るとともに、タスク・ダイエツト推進委員会を設置し、グループ全体での業務改善活動に積極的に取り組むなど、適正かつ効果的に業務を遂行するための体制強化を進めてまいりました。さらに、前期に策定した環境に関する基本的な考え方である「環境方針」及び「環境行動指針」に基づき、環境経営の取組みを進めてまいりました。

また、政府による「安心実現のための緊急総合対策」及び「生活対策」に基づく高速道路料金の引下げに際しては、早期の実施及び正確な運用に努めるとともに、お客様への分かり易い情報提供等に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の営業収益は8,730億94百万円（前期比7.0%減）、営業利益は103億53百万円（前期比7.7%減）、経常利益は133億円（前期比3.7%減）、当期純利益は76億74百万円（前期比11.9%減）となりました。

部門別の状況

高速道路事業

当連結会計年度の道路管理延長は、平成21年3月31日現在、計34道路3,481kmとなっています。これらの道路に対する管理につきましては、安全で快適な走行環境を確保する道路機能の向上、交通安全対策等に必要な修繕、道路を良好な状態に保つための清掃や点検及び構造物や施設の補修等に必要な維持その他の管理を適正かつ効率的に行ってまいりました。なかでも、安全と快適をお客さまにいつも実感していただけるよう、騒音低減効果及び雨天時の事故防止効果の高い高機能舗装の整備（約420km車線）や重大事故防止対策として強化型防護柵の整備（約30km）を進めました。また、グループ会社との目標の共有と役割分担の明確化を図るなど、現場を重視したグループ会社との協働体制の構築に取り組みました。機構との協定に基づく助成につきましては、中央分離帯防護柵の更新工事において提案した新工法による費用の削減に加え、耐震補強工事において料金所移設を回避する新工法による費用の削減が当社の経営努力によるものと認定され、助成金を獲得しました。災害対策につきましては、地震に強い道路を目指し、約360箇

所の橋梁の耐震補強工事を進めたほか、前期に発生した平成19年新潟県中越沖地震の復旧工事を完了しました。加えて、非常時における対応として、平成20年6月14日に発生した平成20年岩手・宮城内陸地震や、7月24日に発生した岩手県沿岸北部地震などの災害に対して、迅速かつ的確な対応を実施しました。平成20年7月7日から7月9日に開催された、北海道洞爺湖サミットにおいては、北海道警察などの関係機関と緊密に連携し、各国の要人のスムーズな移動に大きく貢献しました。お客さまサービスの向上につきましては、有料道路自動料金収受システム（以下「ETC」という。）車載器購入支援などを行うとともに、新規開通道路におけるマイレージキャンペーンや「北海道ETC夏トクふりーぱす」などの企画割引による弾力的な料金サービスを引続き実施したほか、高速道路の利便増進事業として、政府による「安心実現のための緊急総合対策」及び「生活対策」に基づく料金引下げを着実に実行し、とりわけ、「生活対策」に基づく料金引下げに対しては、休憩施設への交通整理員の配置や、仮設トイレを設置する等、混雑対策を行いました。また、18箇所のスマートインターチェンジの適切な管理運営を行う一方、館山自動車道の君津PAスマートIC及び常磐自動車道の東海スマートICの本格運用を開始し、地域との連携強化を図りました。一方で、景気の急速な悪化による通行量の減少などの影響もあり、結果として、料金収入は6,639億円63百万円（前期比5.8%減）となりました。

次に、高速道路の新設については計10道路414kmの区間で、4車線化拡幅等の改築については計17道路45kmの区間で継続して実施してまいりました。当連結会計年度においては、北関東自動車道桜川筑西インターチェンジ～笠間西インターチェンジ間8.9km、真岡インターチェンジ～桜川筑西インターチェンジ間14.9km、横浜横須賀道路馬堀海岸インターチェンジ～佐原インターチェンジ間4.3km、首都圏中央連絡自動車道阿見東インターチェンジ～稲敷インターチェンジ間6kmを新規に開通させました。また、磐越自動車道いわきジャンクション～いわき三和インターチェンジ間4.1km、差塩パーキングエリア～小野インターチェンジ間7.2km、船引三春インターチェンジ～郡山東インターチェンジ間4.9kmの4車線化工事を完成させ、これによりいわきジャンクション～郡山ジャンクション間7.1kmが全て4車線化されました。この結果、当連結会計年度末で全体計画延長3,861kmの約90%にあたる3,481kmの高速道路ネットワークを形成させました。高速道路の新設・改築にあたっては、良好な沿道環境の保全と地域との調和を図るため、遮音壁の設置や盛土のり面の樹林化等を進め、地球温暖化防止等にも寄与すべく努力してまいりました。一方で、新技術の活用による工法の見直し等を進めることによりコスト削減に積極的に取り組んでまいりました。この結果、道路資産完成高は、修繕工事のものと併せて1,315億54百万円（前期比17.8%減）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の高速道路事業における営業収益は8,070億63百万円（前期比7.4%減）、営業利益は44億02百万円（前期比10.0%減）となりました。

受託事業

国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等のうち、新直轄方式により整備されることになった計6道路375kmの高速道路につきましては、調査や用地取得、工事等の事業が的確に進められるよう、国土交通省と協議の上、当社が一部を実施してまいりました。また、経済性、効率性等から当社が行う事業と一体として実施することが適当と認められる工事等につきましても、受託により事業を推進してまいりました。

この結果、当連結会計年度の直轄高速道路事業を含む受託事業における営業収益は378億50百万円（前期比15.6%減）、営業利益は6億04百万円（前期比1,101.7%増）となりました。

道路休憩所事業

道路休憩所事業につきましては、当社が管理する303箇所（うち、当社が資産を保有

する箇所は271箇所、当社の営業施設がある箇所は181箇所)のサービスエリア・パーキングエリアをより魅力ある空間として楽しんでいただけるものとするため、当社全額出資の子会社であるネクセリア東日本株式会社、株式会社ネクスコ東日本リテイル及び株式会社ネクスコ東日本エリアサポートと一体となり、専門性・効率性を追求しながら、事業を推進してまいりました。当連結会計年度におけるサービスエリア・パーキングエリアの営業施設の管理運営につきましては、お客さまの多様なニーズにお応えするため、道央自動車道樽前サービスエリア(上下線)にコンビニエンス・ストアを導入しました。さらに、東関東自動車道酒々井パーキングエリア(下り線)他2箇所に、お客さまの支持が非常に高い専門店(シアトル系カフェ)を展開し、東北自動車道国見サービスエリア(下り線)他1箇所に、地域と連携し、ご当地の特産品を販売する「E-NEXCO野菜市場」を展開しました。また、「新メニューコンテスト」の実施など、前期に引続き「食」の充実をテーマにした企画に取り組んでまいりました。営業施設の建設につきましては、首都圏中央連絡自動車道狭山パーキングエリアの新設工事及び京葉道路幕張パーキングエリアの改良工事を行い、平成20年7月には、狭山パーキングエリアの開業に加えて、幕張パーキングエリアに当社の提案する新しいタイプの商業施設「Pasar(パサール)」の第1号店「Pasar幕張」をグランドオープンしたほか、上信越自動車道横川サービスエリア(上り線)他で、お客さまが快適にご利用いただける魅力ある施設とするため、施設のリニューアルを実施するなど、お客さまにご満足いただけるエリアづくりに努めてまいりました。

一方で、景気の急速な悪化に伴う消費の低迷による店舗売上高の減少などの影響もあり、結果として、当連結会計年度の道路休憩所事業における営業収益は263億12百万円(前期比25.1%増)、営業利益は54億44百万円(前期比12.5%減)となりました。

その他の事業

その他の事業につきましては、当社グループで初めての宿泊施設「E-NEXCO LODGE 佐野SA店」をオープンしました。また、ドライブ旅行のポータルサイト「E-NEXCOドライブプラザ」の充実を図るとともに、当社の会員カード「E-NEXCO pass」の会員数の増に努めました。さらに、日比谷自動車駐車場の駐車場事業、郡山トラックターミナル他1ヶ所におけるトラックターミナル事業、高速道路の高架下における占用施設活用事業を行いました。

また、高速道路事業を通じて蓄積された技術とノウハウを活用し、アルジェリア東西高速道路建設工事等への技術支援を行いました。

この結果、当連結会計年度のその他の事業における営業収益は18億67百万円(前期比37.5%増)、営業損失は96百万円(前期比352.6%減)となりました。

(2) 対処すべき課題

高速道路事業におきましては、ETC利用による料金割引が当社の計画を上回るペースで進んでおり、景気の急速な悪化などによる交通動向の変化とあわせて注視していく必要があります。また、政府方針に基づく料金引下げにつきましては、お客さまのご利用状況、ご意見等を踏まえ、円滑な運用に努めていく必要があります。

このような状況の下、お客さまを第一とし、安全・安心・快適・便利にご利用を確保しつつ、機構との協定に基づく道路資産賃借料を着実に支払うとともに、真に必要な高速道路ネットワークの形成を進めてまいります。あわせて、経営理念・ビジョンを共有するグループ会社との一体的経営を一層推進し、グループ全体の生産性を高めることにより、グループ企業価値の一層の向上に努めてまいります。

また、次期連結会計年度は中期経営計画の4年目となりますが、これまで進めてまいりました目標管理制度、新人事制度、ITマネジメントなどの取組みのさらなる定着・充実を図りつつ、コンプライアンス重視の経営のもと、業務のより適正、効果的な遂行に努め、

経営目標の達成を目指してまいります。

当社グループは、これらの重要な経営課題を一つひとつ、着実に実行していくこと、また、これらの経営課題の達成によって、高速道路をこれまで以上に有効に活用し、その効果を最大限発揮させることで、地域社会の発展と暮らしの向上、さらには広く日本経済全体の活性化に貢献してまいります。

株主各位におかれましては、今後とも当社グループの事業に対し、一層のご支援を賜りますようお願いいたします。

(3) 資金調達の状況

- ・当期の道路建設等事業投資の資金に充てるため、次のとおり、総額900億円の社債（政府保証債及び普通社債）を発行しました。

政府保証第13回東日本高速道路債券	平成20年10月21日発行	100億円
政府保証第14回東日本高速道路債券	平成20年12月24日発行	100億円
政府保証第15回東日本高速道路債券	平成21年 2月25日発行	200億円
政府保証第16回東日本高速道路債券	平成21年 3月26日発行	100億円
東日本高速道路株式会社第3回社債	平成20年 9月18日発行	200億円
東日本高速道路株式会社第4回社債	平成21年 2月13日発行	200億円

- ・当期の道路建設等事業投資の資金に充てるため、上記に加え、29金融機関からの長期借入金により総額1,100億円を調達いたしました。
- ・なお、平成21年3月26日開催の取締役会において、平成21年度における金融機関からの短期借入金に係る限度額を1,000億円に設定することを決議いたしました。

(4) 設備投資の状況

当期中に完成した主要設備

(高速道路事業)

北関東自動車道新規開通に伴う桜川筑西料金所他の料金所設備の新設(4箇所)

東北自動車道宇都宮料金所他のETC設備の新設(145箇所)

(道路休憩所事業)

首都圏中央連絡自動車道狭山PA(上下線)の新設

京葉道路幕張PA(上り線)の改築

上信越自動車道横川SA(上り線)他の営業施設の改修(29箇所)

(その他の事業)

東北自動車道佐野SAの宿泊施設の新設

当期継続中の主要設備の新設・拡充

(高速道路事業)

道東自動車道新規開通に伴うトマム料金所他の料金所設備の新設(7箇所)

道東自動車道池田料金所他のETC設備の新設(30箇所)

(道路休憩所事業)

東北自動車道羽生PA(下り線)他の改築(2箇所)

(5) 重要な企業再編行為等の状況

当連結会計年度は、グループ経営の基盤を確立するため、道路休憩所事業等の再編を行いました。

平成20年4月8日、当社が管理する高速道路におけるサービスエリア・パーキングエリアの直営店舗運営業務を行うことを目的として株式会社ネクスコ東日本リテイルを設立しました。その後、同社は、平成20年10月1日に株式会社アトレック及び株式会社エリアスの権利義務の一部を事業譲渡により承継し、業務を開始しました。また、平成20年4月8日、サービスエリア・パーキングエリア内商業施設の管理点検業務及びコンシェルジュ業務を行うことを目的とする株式会社ネクスコ東日本エリアサポートを設立し、平成20年10月1日より業務を開始しました。

用地調査管理等業務、財産整理業務、道路敷地等管理業務及び社屋等管理業務を行うことを目的として平成20年3月に設立した株式会社ネクスコ東日本トラスティは、平成20年7月1日に業務を開始しました。また、当社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「NEXCOS社」という。)が保険代理店業務を行うことを目的として平成20年2月に共同出資により設立した株式会社NEXCOS保険サービスは、平成20年6月2日に業務を開始しました。

維持修繕業務を行う株式会社ネクスコ・メンテナンス関東は、平成20年4月1日に日本メンテナンスサービス株式会社の権利義務の一部を吸収分割により承継しました。その後、同社は、平成20年6月1日に上信道路メンテナンス株式会社及び関越ハイウェイサービス株式会社の権利義務の一部を事業譲渡により承継しました。

なお、当社は料金收受機械保守業務を行うハイウェイ・トール・システム株式会社の株式を取得するなどして、平成20年5月9日に同社を関連会社としております。

(6) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区分	単位	平成 17 年度 第 1 期	平成 18 年度 第 2 期	平成 19 年度 第 3 期	平成 20 年度 第 4 期 (当連結会計年度)
営業収益 (売上高)	百万円	-	-	938,850	873,094
経常利益	百万円	-	-	13,810	13,300
当期純利益	百万円	-	-	8,710	7,674
1株当たり 当期純利益	円	-	-	82.96	73.09
総資産	百万円	-	-	733,971	794,093
純資産	百万円	-	-	136,927	144,360
自己資本比率	%	-	-	18.65	18.17
1株当たり 純資産	円	-	-	1,302.00	1,374.86

当社では第3期より連結計算書類を作成しております。

当社の財産及び損益の状況

区分	単位	平成 17 年度 第 1 期	平成 18 年度 第 2 期	平成 19 年度 第 3 期	平成 20 年度 第 4 期 (当事業年度)
営業収益 (売上高)	百万円	436,953	851,652	925,419	855,285
経常利益	百万円	15,478	13,502	7,517	6,007
当期純利益	百万円	6,138	7,501	4,300	2,661
1株当たり 当期純利益	円	58.46	71.45	40.95	25.34
総資産	百万円	657,083	678,129	719,233	781,236
純資産	百万円	111,218	125,014	129,314	131,975
自己資本比率	%	16.92	18.43	17.97	16.89
1株当たり 純資産	円	1,059.22	1,190.61	1,231.56	1,256.91

第1期は10月から翌年3月までの6ヶ月決算になっております。

(7) 主要な事業内容

事業部門	主要な事業内容
高速道路事業	道路管理事業 道路建設事業
受託事業	道路受託事業
道路休憩所事業	道路休憩所事業
その他の事業	ウェブ事業 カード事業 ホテル事業 技術支援事業 駐車場事業 トラックターミナル事業 占用施設活用事業

(8) 主要な営業所

当社の主要な事業所

- ・ 本社 (東京都千代田区)
- ・ 支社 北海道支社 (札幌市) 【 5 管理事務所、 5 工事事務所】
- 東北支社 (仙台市) 【 1 4 管理事務所、 6 工事事務所】
- 関東支社 (東京都台東区)【 1 4 管理事務所、 7 工事事務所】
- 新潟支社 (新潟市) 【 4 管理事務所、 2 工事事務所】

重要な子会社の本店所在地

- 株式会社ネクスコ・トール東北 (仙台市)
- 株式会社ネクスコ・トール関東 (東京都墨田区)
- 株式会社ネクスコ・トール北関東 (東京都荒川区)
- 株式会社ネクスコ・エンジニアリング北海道 (札幌市)
- 株式会社ネクスコ・エンジニアリング東北 (仙台市)
- 株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング (東京都荒川区)
- 株式会社ネクスコ・エンジニアリング新潟 (新潟市)
- 株式会社ネクスコ・メンテナンス北海道 (札幌市)
- 株式会社ネクスコ・メンテナンス東北 (仙台市)
- 株式会社ネクスコ・メンテナンス関東 (東京都足立区)
- 株式会社ネクスコ・メンテナンス新潟 (長岡市)
- 株式会社ネクスコ東日本パトロール (東京都千代田区)
- 株式会社 E - N E X C O パトロール (東京都豊島区)
- 株式会社ネクスコ・サポート北海道 (札幌市)
- 株式会社ネクスコ東日本トラスティ (東京都港区)
- ネクセリア東日本株式会社 (東京都港区)
- 株式会社ネクスコ東日本リテイル (東京都港区)
- 株式会社ネクスコ東日本エリアサポート (東京都港区)

(9) 従業員の状況

企業集団の使用人の状況

事業部門	従業員数	対前期比増減
高速道路事業	10,762 名	1,727 名増
受託事業		
道路休憩所事業	817 名	486 名増
その他の事業		
共通部門	369 名	19 名減
計	11,948 名	2,194 名増

当社の使用人の状況

従業員数	対前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,253 名	79 名減	41.6 歳	19.4 年

(注) 当社から社外への出向者を除き、社外からの出向者を含みます。

(1 0) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ネクスコ・トール東北	90 百万円	100.0%	料金收受業務
株式会社ネクスコ・トール関東	90 百万円	100.0%	料金收受業務
株式会社ネクスコ・トール北関東	90 百万円	100.0%	料金收受業務
株式会社ネクスコ・エンジニアリング北海道	60 百万円	100.0%	保全点検業務
株式会社ネクスコ・エンジニアリング東北	90 百万円	100.0%	保全点検業務
株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング	90 百万円	100.0%	保全点検業務
株式会社ネクスコ・エンジニアリング新潟	40 百万円	100.0%	保全点検業務
株式会社ネクスコ・メンテナンス北海道	43 百万円	100.0%	維持修繕業務
株式会社ネクスコ・メンテナンス東北	99 百万円	100.0%	維持修繕業務
株式会社ネクスコ・メンテナンス関東	90 百万円	100.0%	維持修繕業務
株式会社ネクスコ・メンテナンス新潟	72 百万円	100.0%	維持修繕業務
株式会社ネクスコ東日本パトロール	60 百万円	100.0%	交通管理業務
株式会社 E - N E X C O パトロール	35 百万円	100.0%	交通管理業務
株式会社ネクスコ・サポート北海道	40 百万円	100.0%	料金收受業務及び交通管理業務
株式会社ネクスコ東日本トラスティ	45 百万円	100.0%	用地調査管理等業務、財産整理業務、道路敷地等管理業務、社屋等管理業務
ネクセリア東日本株式会社	110 百万円	100.0%	サービスエリア・パーキングエリア内商業施設の管理・運営
株式会社ネクスコ東日本リテイル	90 百万円	100.0%	サービスエリア・パーキングエリアの直営店舗運営業務
株式会社ネクスコ東日本エリアサポート	90 百万円	100.0%	サービスエリア・パーキングエリア内商業施設の管理点検業務及びコンシェルジェ業務

その他の重要な企業結合の状況

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社NEXCO保険サービス	15 百万円	33.33%	損害保険代理店業務、生命保険募集業務等
株式会社NEXCOシステムズ	50 百万円	33.33%	NEXCO3社の経理、人事・給与システムや、会社間にまたがる高速道路の交通量、料金収入などの計数を管理するシステムなど、NEXCO3社の業務の基幹となるシステムの運用管理
株式会社高速道路総合技術研究所	45 百万円	33.33%	NEXCO3社の高速道路技術に関する調査・研究及び技術開発
ハイウェイ・トール・システム株式会社	75 百万円	18.30%	料金収受機械保守業務
東京湾横断道路株式会社	900 億円	33.33%	東京湾アクアラインの道路・施設維持修繕、土木・施設・保全点検、交通管理、料金収受、調査・設計、海ほたるパーキングエリアの管理・運営
東北高速道路ターミナル株式会社	10 億 82 百万円	26.60%	<p>仙台南・郡山トラックターミナル事業及びこれに付帯する事業</p> <p>当社は、東北高速道路ターミナル株式会社に対して、宮城県名取市及び福島県郡山市においてトラックターミナル事業用地を賃貸しています。</p>

(1 1) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
みずほコーポレート銀行	248 億 27 百万円
農林中央金庫	161 億 90 百万円
三菱東京UFJ銀行	158 億 1 百万円
三井住友銀行	157 億 99 百万円
信金中央金庫	135 億 9 百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況

内容	数値
発行可能株式総数	420 百万株
発行済株式の総数	105 百万株
株主数	2 名
1 単元の株式数	100 株

(2) 大株主の状況

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持ち株数	議決権比率	持ち株数	議決権比率
国土交通大臣	104,952,251 株	99.95%	-	-
財務大臣	47,749 株	0.04%	-	-

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地位	氏名	担当	他の法人等の代表状況等
代表取締役会長	八木 重二郎	コンプライアンス委員会担当	
代表取締役社長	井上 啓一	経営企画部、建設事業部及び事業開発部担当	
専務取締役	村上 喜堂	業務検査室、総務部、タスク・ダイエツト推進委員会、情報システム部及び広報室担当	
常務取締役	大西 敏夫	技術部及び管理事業部担当	
常務取締役	斉藤 伸一	経理部及び人事部担当	
監査役(常勤)	井上 泉		
監査役(常勤)	谷川 和郎		
監査役	清水 湛		東京証券取引所自主規制法人理事

平成20年6月26日開催の第3期定時株主総会において、八木重二郎、井上啓一、村上喜堂は取締役に再任され、就任いたしました。
 平成20年6月26日開催の第3期定時株主総会において、大西敏夫、斉藤伸一は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
 平成20年6月26日開催の第3期定時株主総会終結の時をもって、日比祥造、青野捷人は任期満了により取締役を退任いたしました。
 監査役は、全員、会社法第2条第16号に規定する社外監査役であります。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の額

区分	人数	報酬等の額	備考
取締役	7人	100百万円	・取締役の報酬額 年額 200百万円以内 (平成17年9月21日開催の創立総会決議)
監査役	3人	37百万円	・監査役の報酬額 年額 70百万円以内 (平成17年9月21日開催の創立総会決議)
計	10人	137百万円	

上記のほか、第3期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名に対して退職慰労金7百万円を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

社外役員の重要な兼職の状況等

区分	氏名	兼職先会社名	兼職の内容
社外監査役	清水 湛	株式会社東芝	社外取締役
同上	同上	株式会社横浜銀行	社外監査役

各社外役員の主な活動状況

監査役 井上 泉

当該事業年度における主な活動状況

取締役会へは14回全てに出席、監査役会へは19回全てに出席し、主に法令や定款の遵守に係る見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っています。

監査役 谷川 和郎

当該事業年度における主な活動状況

取締役会へは14回全てに出席、監査役会へは19回全てに出席し、主に法令や定款の遵守に係る見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っています。

監査役 清水 湛

当該事業年度における主な活動状況

取締役会へは14回中13回に出席、監査役会へは19回全てに出席し、主に法令や定款の遵守に係る見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っています。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	68百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	78百万円

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額には、会計監査人に委託した社債発行関連業務に係る対価5百万円を含んでおります。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の都合の場合のほか、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、その事実に基づき、当該会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議案とする方針であります。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、平成18年4月27日開催の取締役会において決議いたしました「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について、平成20年9月25日開催の取締役会において所要の見直しを行い、次のように決議いたしました。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、取締役会の意思決定に参画するとともに、取締役の職務を相互に監督し、法令に定める「善管注意義務」及び「忠実義務」に則って適切に職務を行う。

高い倫理観と社会的ルールの遵守のための行動指針として、倫理行動規範を定め、取締役はこれを率先して実践する。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体などには、毅然として対応し、一切の関係を遮断することとし、そのために必要な体制の整備を図る。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務の執行に係る文書その他の情報につき、社内規則を定め、適切に保存及び管理を行う。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事故・災害等の発生に備えて、交通管制部門を24時間体制とするなど、迅速かつ適切な対応ができる体制を整える。

事業執行上の各種のリスクについては、それぞれの担当部署において対策を講じるとともに、委員会等で適宜検証し、適切に対応する体制を整える。また、経営に与える影響の大きい最重要リスクのマネジメントについては、重要経営課題として位置付け、取り組むこととする。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、決議、報告を行うとともに、全社的に影響を及ぼす重要事項について、多面的な検討を経て慎重に決定するために、経営会議を設置し、取締役は経営会議の審議に参画する。また、各取締役の担当業務を定めるとともに、組織と職務権限・責任に関する社内規則を定め、効率的執行を確保する。

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令、定款、倫理行動規範、その他社内規則及び社会通念等を遵守した職務の執行を確保するため、法令遵守活動に関する委員会を設置し、コンプライアンス体制の推進を図る。

内部監査の専属組織として、業務検査室を設置し、継続的な監査を実施する。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体などには、毅然として対応し、一切の関係を遮断することとし、そのために必要な体制の整備を図る。

当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社の設立等及びその経営管理に関する社内規則を定め、当社グループの企業価値の最大化を推進する体制を整えるとともに、グループ会社におけるコンプライアンス体制及び内部監査体制について指導・支援を行い、その整備に努める。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会の庶務その他監査役の職務補助担当の専属組織として監査役室を設置する。

前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室に所属する使用人については業務執行部門との兼務を行わないこととするとともに、その人事異動については、監査役に協議することとする。

取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告するとともに、内部監査の実施状況、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報の状況を定期的に報告することとする。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査の有効性に資するよう、内部監査及び会計監査人による会計監査は、それぞれの立場で、監査結果の意見交換等により監査役監査との連係に努めることとする。

連 結 貸 借 対 照 表

平成21年3月31日現在

(単位:百万円)

科 目	金 額	
資 産 の 部		
流動資産		
現金及び預金		13,931
高速道路事業営業未収入金		89,514
未収入金		8,629
有価証券		70,681
仕掛道路資産		346,299
その他のたな卸資産		2,591
受託業務前払金		11,241
繰延税金資産		1,438
その他		6,557
貸倒引当金		23
流動資産合計		550,862
固定資産		
1 有形固定資産		
建物	30,685	
減価償却累計額	6,098	24,587
構築物	38,274	
減価償却累計額	5,031	33,242
機械及び装置	83,772	
減価償却累計額	26,340	57,431
車両運搬具	13,597	
減価償却累計額	9,130	4,467
工具、器具及び備品	7,685	
減価償却累計額	4,347	3,338
土地		86,090
リース資産	1,169	
減価償却累計額	155	1,013
建設仮勘定		2,856
有形固定資産合計		213,026
2 無形固定資産		
無形固定資産		6,948
無形固定資産合計		6,948
3 投資その他の資産		
投資有価証券		15,808
長期前払費用		1,975
繰延税金資産		1,949
その他		3,405
貸倒引当金		456
投資その他の資産合計		22,681
固定資産合計		242,656
繰延資産		
道路建設関係社債発行費		548
その他		26
繰延資産合計		574
資 産 合 計		794,093

科 目	金 額	
負 債 の 部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	72,483	
短期借入金	67	
1年内返済予定の長期借入金	9,987	
リース債務	295	
未払金	25,561	
未払法人税等	5,550	
預り金	1,958	
受託業務前受金	17,724	
前受金	3,780	
賞与引当金	3,670	
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	285	
回数券払戻引当金	46	
その他	3,478	
流動負債合計		144,890
固定負債		
道路建設関係社債	289,209	
道路建設関係長期借入金	105,000	
長期借入金	27,776	
リース債務	776	
退職給付引当金	62,316	
ETCマイレージサービス引当金	7,235	
その他の引当金	386	
のれん	4,739	
その他	7,402	
固定負債合計		504,842
負債合計		649,732
純 資 産 の 部		
株主資本		
資本金	52,500	
資本剰余金	58,793	
利益剰余金	33,146	
株主資本合計		144,440
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	79	
評価・換算差額等合計		79
純 資 産 合 計		144,360
負債・純資産合計		794,093

連 結 損 益 計 算 書

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(単位:百万円)

科 目		
・ 営業収益		873,094
・ 営業費用		
道路資産賃借料	497,589	
高速道路等事業管理費及び売上原価	303,738	
販売費及び一般管理費	61,413	862,741
営業利益		10,353
・ 営業外収益		
受取利息	670	
土地物件貸付料	437	
持分法による投資利益	1,238	
その他	1,758	4,104
・ 営業外費用		
支払利息	748	
その他	408	1,157
経常利益		13,300
・ 特別利益		
消費税等免税益	492	
その他	98	590
・ 特別損失		
固定資産除却損	100	
減損損失	50	
その他	32	182
税金等調整前当期純利益		13,709
法人税、住民税及び事業税	6,858	
法人税等調整額	776	6,082
少数株主利益		47
当期純利益		7,674

連結株主資本等変動計算書

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(単位:百万円)

	株主資本				評価・換算 差額等	新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計				
平成20年3月31日残高	52,500	58,793	25,471	136,765	54	-	216	136,927
連結会計年度中の変動額								
当期純利益			7,674	7,674				7,674
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					25		216	242
連結会計年度中の変動額合計	-	-	7,674	7,674	25	-	216	7,432
平成21年3月31日残高	52,500	58,793	33,146	144,440	79	-	-	144,360

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

一 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結している。

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 18社

連結子会社の名称 ネクセリア東日本(株)、(株)ネクスコ東日本リテイ、
(株)ネクスコ東日本エリアサポート、(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道、
(株)ネクスコ・エンジニアリング東北、(株)ネクスコ東日本エンジニアリング、
(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟、(株)ネクスコ・トール東北、(株)ネクスコ・トール関東、
(株)ネクスコ・トール北関東、(株)ネクスコ・メンテナンス北海道、(株)ネクスコ・メンテナンス東北、
(株)ネクスコ・メンテナンス関東、(株)ネクスコ・メンテナンス新潟、(株)ネクスコ東日本パトロール、
(株)E-NEXCOパトロール、(株)ネクスコ・サポート北海道、(株)ネクスコ東日本トラスティ

連結子会社のうち、(株)ネクスコ東日本リテイ及び(株)ネクスコ東日本エリアサポートについては、当連結会計年度において新たに設立したことから、連結子会社を含めることとしている。

二 持分法の適用に関する事項

すべての関連会社に持分法を適用している。

持分法を適用した関連会社の数及び会社等の名称

持分法適用の関連会社数 6社

会社等の名称 東京湾横断道路(株)、東北高速道路ターミナル(株)、(株)NEXCOシステムズ、
(株)高速道路総合技術研究所、(株)NEXCO保険サービス、ハイウェイ・トール・システム(株)

ハイウェイ・トール・システム(株)については、当連結会計年度において株式の取得により持分比率が増加したことから、持分法適用関連会社を含めることとしている。

三 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)によっている。

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっている。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっている。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛道路資産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっている。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としている。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入している。

商品・原材料・貯蔵品等

最終仕入原価法等による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっている。

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定額法を採用し、連結子会社は主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）は定額法）を採用している。

主な耐用年数は以下のとおりである。

構築物	10～60年
機械及び装置	5～17年

なお、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっている。

（追加情報）

・当社は、当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっている。

これによる経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微である。

・当社及び一部の連結子会社は、法人税法の改正を契機として機械及び装置の耐用年数の見直しを行い、当連結会計年度より、一部のものについては、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更している。

これによる経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微である。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいている。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上している。

賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上している。

ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上している。

回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上している。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

過去勤務債務は、主としてその発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定率法により按分した額を費用処理している。

数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理している。

ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上している。

カードポイントサービス引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来の使用見込額を計上している。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

重要な繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却している。

創立費及び開業費

5年間で均等償却している。

開発費

支出時に全額を費用処理している。

収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

当社は、営業収益のうち、高速道路事業に係る道路資産完成高の計上は工事完成基準とし、受託事業に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事(工期2年超)については、工事進行基準を適用している。

消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

四 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

全面時価評価法を採用している。

五 のれんの償却に関する事項

のれんは、発生年度より実質的判断による年数の見積りが可能なものはその見積年数で均等償却し、金額が僅少なものについては、原因分析を行わず発生年度に全額償却している。

六 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準

「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用している。

これによる経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響はない。

(2) リース取引に関する会計基準

「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号 最終改正平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号 最終改正平成19年3月30日）を適用している。

これによる経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響はない。

2. 連結貸借対照表に関する注記

一 担保に供している資産及び担保に係る債務

高速道路株式会社（平成16年法律第99号）第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債290,000百万円（額面）及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債50,000百万円の担保に供している。

二 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っている。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。）に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	7,167,727 百万円
中日本高速道路(株)	23,330 百万円
西日本高速道路(株)	567 百万円
合計	7,191,625 百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っている。

日本道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く。）については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 26,274 百万円

日本道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 98,100 百万円

民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 210,000 百万円

なお、上記引き渡しにより、当連結会計年度で道路建設関係社債が25,000百万円、道路建設関係長期借入金が102,700百万円それぞれ減少している。

三 その他のたな卸資産の内訳

商品	225 百万円
未成工事支出金	304 百万円
原材料及び貯蔵品	2,061 百万円
合計	2,591 百万円

四 有形固定資産の圧縮記帳額

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第65条の規定により、有形固定資産の取得価額から控除している
圧縮記帳額は184百万円であり、その内訳は以下のとおりである。

建物	149 百万円
土地	34 百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度末における発行済株式の数

普通株式	105,000,000 株
------	---------------

4. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	1,374.86 円
一株当たり当期純利益金額	73.09 円

貸借対照表

平成21年3月31日現在

(単位:百万円)

科 目	金 額	
資 産 の 部		
流動資産		
現金及び預金		12,030
高速道路事業営業未収入金		89,517
未収入金		7,496
未収収益		17
短期貸付金		2,099
有価証券		69,990
仕掛道路資産		346,903
原材料		653
貯蔵品		936
受託業務前払金		11,319
前払金		703
前払費用		310
繰延税金資産		520
その他の流動資産		5,094
貸倒引当金		23
流動資産合計		547,571
固定資産		
A 高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	1,611	
減価償却累計額	265	1,345
構築物	32,488	
減価償却累計額	2,891	29,597
機械及び装置	82,609	
減価償却累計額	25,728	56,881
車両運搬具	12,684	
減価償却累計額	8,458	4,225
工具、器具及び備品	5,383	
減価償却累計額	3,194	2,189
土地		0
リース資産	6	
減価償却累計額	1	5
建設仮勘定		2,104
無形固定資産		96,349
有形固定資産合計		3,455
無形固定資産合計		99,804
B 関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	17,148	
減価償却累計額	3,071	14,077
構築物	5,052	
減価償却累計額	1,751	3,300
機械及び装置	1,121	
減価償却累計額	552	569
工具、器具及び備品	119	
減価償却累計額	47	72
土地		72,995
建設仮勘定		633
無形固定資産		91,648
有形固定資産合計		74
無形固定資産合計		91,722

科 目	金 額		
C 各事業共用固定資産			
有形固定資産			
建物	8,381		
減価償却累計額	1,902	6,478	
構築物	731		
減価償却累計額	328	402	
機械及び装置	108		
減価償却累計額	32	75	
車両運搬具	16		
減価償却累計額	15	0	
工具、器具及び備品	878		
減価償却累計額	423	454	
土地		12,619	
リース資産	620		
減価償却累計額	64	555	
建設仮勘定		98	20,684
無形固定資産		2,952	23,636
D その他の固定資産			
有形固定資産			
土地	117	117	117
E 投資その他の資産			
関係会社株式		13,878	
長期貸付金		543	
長期前払費用		1,936	
その他の投資等		1,931	
貸倒引当金		456	17,833
固定資産合計			233,115
繰延資産			
道路建設関係社債発行費		548	
繰延資産合計			548
資 産 合 計			781,236

科 目	金 額	
負 債 の 部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金		89,336
短期借入金		67
1年以内返済予定長期借入金		9,987
リース債務		164
未払金		16,388
未払費用		1,725
未払法人税等		3,138
預り連絡料金		938
預り金		13,294
受託業務前受金		17,724
前受金		3,780
前受収益		2
賞与引当金		1,632
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金		285
回数券払戻引当金		46
その他の流動負債		19
流動負債合計		158,532
固定負債		
道路建設関係社債		289,209
道路建設関係長期借入金		105,000
その他の長期借入金		27,776
リース債務		425
受入保証金		3,411
退職給付引当金		56,811
ETCマイレージサービス引当金		7,235
カードポイントサービス引当金		245
役員退職慰労引当金		28
その他の固定負債		584
固定負債合計		490,728
負債合計		649,260
純 資 産 の 部		
株主資本		
資本金		52,500
資本剰余金		
資本準備金		52,500
その他資本剰余金		6,293
資本剰余金合計		58,793
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	13,969	
繰越利益剰余金	6,712	20,682
利益剰余金合計		20,682
株主資本合計		131,975
純 資 産 合 計		131,975
負債・純資産合計		781,236

損 益 計 算 書
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額	
・ 高速道路事業営業損益		
1. 営業収益		
料金収入	663,963	
道路資産完成高	131,554	
その他の売上高	10,017	805,536
2. 営業費用		
道路資産賃借料	497,589	
道路資産完成原価	131,554	
管理費用	174,970	804,113
高速道路事業営業利益		1,422
・ 関連事業営業損益		
1. 営業収益		
受託業務収入	37,850	
休憩所等事業収入	10,030	
その他の事業収入	1,867	49,748
2. 営業費用		
受託業務事業費	37,245	
休憩所等事業費	6,962	
その他の事業費用	1,963	46,172
関連事業営業利益		3,576
全事業営業利益		4,998
・ 営業外収益		
受取利息		61
有価証券利息		330
受取配当金		1
土地物件貸付料		442
雑収入		1,227
営業外費用		
支払利息		810
雑損失		244
経常利益		1,054
特別損失		
固定資産除却損		45
減損損失		50
税引前当期純利益		5,911
法人税、住民税及び事業税		3,250
当期純利益		2,661

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

平成20年4月1日 から 平成21年3月31日 まで

(単位:百万円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益剰余金			
					その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成20年3月31日残高	52,500	52,500	6,293	58,793	11,854	6,166	18,020	129,314
事業年度中の変動額								
別途積立金の積立					2,115	2,115	-	-
当期純利益						2,661	2,661	2,661
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	2,115	546	2,661	2,661
平成21年3月31日残高	52,500	52,500	6,293	58,793	13,969	6,712	20,682	131,975

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

一 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっている。

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっている。

二 たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛道路資産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としている。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入している。

原材料・貯蔵品

最終仕入原価法等による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

三 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

主な耐用年数は以下のとおりである。

構築物 10～60年

機械及び装置 5～17年

なお、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっている。

（追加情報）

残存簿価の5年均等償却

法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得したのものについては、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得した価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上している。

これによる経常利益、税引前当期純利益に与える影響は軽微である。

有形固定資産の耐用年数の変更

法人税法の改正（減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令 平成20年4月30日 省令第32号）を契機として機械及び装置の耐用年数の見直しを行い、当事業年度より、一部のものについては、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更している。

これによる経常利益、税引前当期純利益に与える影響は軽微である。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいている。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

四 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却している。

五 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上している。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上している。

(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上している。

(4) 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上している。

- (5) 退職給付引当金
 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。
 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理している。
- (6) ETC マイレージサービス引当金
 ETC マイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上している。
- (7) カードポイントサービス引当金
 カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当事業年度末における将来の使用見込額を計上している。
- (8) 役員退職慰労引当金
 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上している。

六 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

道路資産完成高の計上は工事完成基準とし、受託業務収入に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事(工期2年超)については、工事進行基準を適用している。

七 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

一 棚卸資産の評価に関する会計基準

「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用している。

これによる経常利益、税引前当期純利益に与える影響はない。

二 リース取引に関する会計基準

「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号 最終改正平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号 最終改正平成19年3月30日)を適用している。

これによる経常利益、税引前当期純利益に与える影響はない。

3. 貸借対照表に関する注記

一 担保に供している資産及び担保に係る債務

高速道路株式会社(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債290,000百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債50,000百万円の担保に供している。

二 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っている。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	7,167,727 百万円
中日本高速道路(株)	23,330 百万円
西日本高速道路(株)	567 百万円
合 計	7,191,625 百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っている。

日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	26,274 百万円
--------------------	------------

日本道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 98,100 百万円

民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 210,000 百万円

なお、上記引き渡しにより、当事業年度で道路建設関係社債が 25,000 百万円、道路建設関係長期借入金が 102,700 百万円それぞれ減少している。

三 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	3,088 百万円
長期金銭債権	397 百万円
短期金銭債務	34,519 百万円
長期金銭債務	824 百万円

四 有形固定資産の圧縮記帳額

租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 65 条の規定により、各事業共用固定資産（有形固定資産）の取得価額から控除している圧縮記帳額は 184 百万円であり、その内訳は以下のとおりである。

建物	149 百万円
土地	34 百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	10,187 百万円
営業費用	100,968 百万円
営業取引以外の取引による取引高	690 百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 105,000,000 株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産	
貸倒引当金	100 百万円
賞与引当金	660 百万円
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	115 百万円
退職給付引当金	22,982 百万円
ETC マイレージサービス引当金	2,926 百万円
その他	1,472 百万円
繰延税金資産小計	28,257 百万円
評価性引当額	27,736 百万円
繰延税金資産合計	521 百万円
繰延税金負債	
未収出向者退職給付負担金	1 百万円
繰延税金負債合計	1 百万円
繰延税金資産の純額	520 百万円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(新リース会計基準適用開始前の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)

一 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
高速道路事業固定資産	189 百万円	121 百万円	67 百万円
各事業共用固定資産	1,206 百万円	518 百万円	688 百万円
合 計	1,396 百万円	640 百万円	755 百万円

(注) 未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。

二 未経過リース料期末残高相当額

1 年内	354 百万円
1 年超	401 百万円
合 計	755 百万円

(注) 未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。

三 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	393 百万円
減価償却費相当額	393 百万円

四 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

8. 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額

1 年内	427,978 百万円
1 年超	24,424,555 百万円
合 計	24,852,533 百万円

- (注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされている。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされている。
2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入 - 加算基準額)が加算されることとなっている。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額 - 実績料金収入)が減算されることとなっている。

9. 関連当事者との取引に関する注記

一 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	国土交通省(国土交通大臣)	(被所有)直接 99.9%	役員の兼任 転籍2名 道路の新設 等の受託等	受託業務前受金の受入 (注1・注2)	33,302	受託業務前受金	13,533
				原油高騰対策等による高速道路料金引下げに伴う減収補てん (注3)	9,603	高速道路事業営業未収入金	8,205

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額及び期末残高には消費税等が含まれている。
2. 一般の取引条件と同様に決定している。
3. 協議の上、協定を締結している。

二 兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払	497,589	高速道路事業営業未収入金	32,904
							高速道路事業営業未払金
			道路資産及び債務の引渡等	道路資産完成高	131,554	高速道路事業営業未収入金	2,983
				債務の引渡及び債務保証(注1)	127,700		
			借入金等の連帯債務	債務保証(注2)	7,167,727		
				債務保証(注3)	206,674		
当社借入に対する債務被保証(注4)	37,321						
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社	中日本高速道路㈱	なし	借入金の連帯債務	債務保証(注2)	23,330		
				当社借入に対する債務被保証(注4)	37,321		
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社	西日本高速道路㈱	なし	借入金の連帯債務	当社借入に対する債務被保証(注4)	37,321		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡している。また、当社は、引き渡した債務について独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務保証を行っている。なお、保証料は受け取っていない。
2. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務保証を行っている。なお、保証料は受け取っていない。
3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕または災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に前事業年度までに引き渡した額のうち、26,274百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と、180,400百万円については独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と、それぞれ連帯して債務保証を行っている。なお、保証料は受け取っていない。
4. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、当社が日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)に対して、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社より債務保証を受けている。なお、保証料の支払は行っていない。
5. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

10. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産	1,256.91円
一株当たり当期純利益金額	25.34円

連結計算書類に係る会計監査人監査報告 謄本

独立監査法人の監査報告書

平成21年5月29日

東日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清水	至	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	打越	隆	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近藤	浩明	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山下	康彦	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東日本高速道路株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東日本高速道路株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人監査報告 謄本

独立監査法人の監査報告書

平成21年5月29日

東日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清水	至	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	打越	隆	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近藤	浩明	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山下	康彦	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東日本高速道路株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告 謄本

監 査 報 告

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、「平成20年度監査役監査方針及び実施計画」、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針及び実施計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の内部統制システムに関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づく整備状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、会計監査人から、独立性に関する事項その他の「職務の遂行に関する事項」について、監査に関する品質管理の基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。また、当該会計監査人の職務が適正に行われることを確保するための体制についても、指摘すべき事項は認められません。

平成21年 6月 5日

東日本高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	井上 泉	㊞
常勤監査役（社外監査役）	谷川 和郎	㊞
監 査 役（社外監査役）	清水 湛	㊞